

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月23日

安城市長 三星元人

安城市規則第40号

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
施行規則の一部を改正する規則

安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和46年安城市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の4中「315,000円」を「330,000円」に改める。

様式第14を次のように改める。

様式第14（第7条関係）

葬祭補償請求書

(実施機関の職氏名) 下記の葬祭補償を請求します。		請求年月日	年	月	日
		請求者の住所..... 氏名..... 職員との続柄 又は関係.....			
1 死亡 職員 に関 する 事項	(所属部局)				
	(氏名)				
	年 月 日生				
	(職名)				
(死亡年月日)					
年 月 日					
2	葬祭補償請求金額の計算		(A)	(補償基礎額) 330,000円 + × 30 = 円	
			(B)	(補償基礎額) × 60 = 円	
			(C)	(A)、(B)のうち高い金額 □ (A) □ (B)	
3	添付する書類その他の資料名				
4 送金 希望 の場合	振込先	銀行	支店	※受理	年 月 日
	預金科目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	※決定	年 月 日
	口座番号			※支払	年 月 日
	口座名義人			※決定金額	円

(注意事項)

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 「4 送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について銀行送金を希望する場合に記入すること。
- 3 この請求書には、葬祭を行った事実を認めることのできる書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の4の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第53号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、改正前の第6条の4の規定による金額により支給されたもの又は安城市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、改正後の第6条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。